

監査委員との意見交換会について(正副委員長案)

前回、令和5年8月23日の議会運営委員会において提示させていただいた **A案** をもとにして、下記のとおりとする。

監査委員との意見交換会の実施について

- ・ 監査委員との意見交換会は廃止する。
- ・ 定期監査の結果報告は、従前どおり書面にて配信し、不明点については個別に確認する。

今後の意見交換について

会派ごとに必要性を判断し、適宜意見交換を行う。

実施にかかる留意点

- ・ 意見交換の内容については原則非公開であり、監査委員の公式の見解ではないことに留意すること。
- ・ 会派は、意見交換が必要と判断した場合、監査委員に依頼するものとする。また、特に意見交換をしたいテーマがある場合はあらかじめその内容を監査委員に伝えることとする。なお、調整が可能な場合に限り、非常勤の監査委員にも必要に応じて出席を依頼できることとする。

実施開始時期

令和5年11月から